

2010
JULY
社会保険さが
NO.725

7

文月

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816佐賀市駅南本町6-4

佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

<http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■武雄市 佐賀県立宇宙科学館

今月の記事

● 日本年金機構

- 「算定基礎届」の提出はお済ですか? 2
- 「賞与支払届」の提出をお忘れなく!! 2
- 各種適用関係届書の送付先 2
- 国民年金の加入もれはありませんか? 3
- 20歳前等の国民年金加入前に病気やけがをされたことによる障害基礎年金受給者の皆様へ 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- 健康保険の給付 4, 5

● (財) 佐賀県社会保険協会

- 平成21年度 (財) 佐賀県社会保険協会 事業報告 6
- 平成21年度 (財) 佐賀県社会保険協会 決算報告 6
- 健康づくり (ウォーキングマップ) 7

- 年金相談窓口開設等のご案内 8
- 一般的な年金相談に関するお問い合わせは 8
- 「ねんきん」定期便専用ダイヤル 8

● 社会保険料は納期内に納付しましょう。 職場内で回覧しましょう。

事業主の皆様へ



「算定基礎届」の提出はお済ですか？

- 「算定基礎届」は4月・5月・6月に支払われた報酬をお届けいただくものです。(給与を当月に支払われる事業所様は4月分・5月分・6月分の給与額をお届けいただきますが、給与を翌月に支払われる事業所様は3月分・4月分・5月分の給与額をお届けいただくことになります。)
- 「算定基礎届」の提出がありませんと、「標準報酬月額」の見直しができませんので、提出がお済でない場合は、早急にご提出をお願いします。
- 平成22年5月31日以前から被保険者の方は、「算定基礎届」の提出が必要です。(6月初旬にお送りしております「算定基礎届」は5月19日までに年金事務所または事務センターで把握している被保険者について、氏名・生年月日等を印字しておりますので、平成22年5月31日以前から被保険者である方で送付された「算定基礎届」に記載のない方は手書きによりお届けが必要となります。)
- 現在、被保険者の方が「0人」であっても、「総括表」のみ提出が必要です。



「賞与支払届」の提出をお忘れなく!!

- 被保険者に賞与を支給したときは、支払った日から5日以内に「賞与支払届」と「総括表」の提出が必要です。
- 賞与等の支給額の1,000円未満を切り捨てた額のことを「標準賞与額」といいます。保険料の計算は、標準賞与額に直接、保険料率を乗じて計算することとなります。
- 「賞与支払届」(紙様式またはフロッピーディスク)に「総括表」(紙様式)を添付のうえ、提出してください。
- 賞与支払予定月に支給がなかった場合は、「総括表」の「不支給 1」に○印をつけて提出してください。

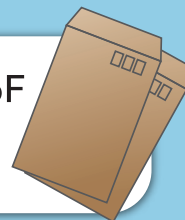
各種適用関係届書の送付先

資格取得届・資格喪失届・被扶養者異動届・賞与支払届・算定基礎届・月額変更届など適用関係の各種届書を提出される場合は、以下の所在地へ直接送付いただきますようお願いいたします。



〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル 5F

日本年金機構 佐賀事務センター



国民年金の加入もれは ありませんか？

- 厚生年金に加入されていた方が60歳未満で退職された場合は、国民年金に加入する必要があります。また、その方に扶養されていた配偶者についても同様です。
- 再就職された場合であっても、未加入の期間がある場合は、加入手続きが必要です。



保険料の納付が困難な場合は、免除制度をご利用ください

離職後、納付が困難な場合は、別途申請をいただくことにより全額免除または減額（失業による特例認定）を受けられる可能性があります。

※連帯納付義務者である配偶者または世帯主の方に一定以上の所得がある場合は、該当しない場合もあります。

平成21年7月分～平成22年6月分の国民年金加入期間の保険料納付について、免除・減額等を希望の場合は、**受付期限が迫っています。ご希望の方は手続きをお急ぎください。**



国民年金の加入手続・申請免除を希望される場合は、ご連絡いただければ申請書等を送付いたします。また、ご不明な点等がございましたら、年金事務所までお尋ねください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL0952-31-4194
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL0955-72-5163
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL0954-23-0123

20歳前等の国民年金加入前に病気やけがをされた ことによる障害基礎年金受給者の皆様へ

- ◎国民年金に加入する前の病気やけがにより障害基礎年金を受給されている方は、引き続き年金を受けることができるかを審査するために、**毎年7月末日までに**現況届・所得状況届等の届出をしていただく必要があります。
- ◎届出書につきましては、直接ご本人様あて送付されてきますので、**お住まいの市町役場の国民年金担当窓口にご提出**ください。
- ◎障害の状態について確認が必要な方は「診断書」の用紙を併せてお送りします。「診断書」は**7月1日以降**の障害の状態を医師により記入、証明していただき、ご提出ください。（レントゲンフィルムの提出が必要な方は、レントゲンフィルムも併せてご提出ください。）
- ◎平成22年1月2日以降に住所を変更されており、現在のお住まいの市町と1月1日時点でのお住まいの市区町村が違ふ場合は、**1月1日時点でお住まいの市区町村役場より所得証明書をお取り寄せいただき**、届出書に添付していただく必要があります。

健康保険の給付



病気・ケガをしたとき（業務上・通勤中を除く）

療養の給付

健康保険を扱っている病院・診療所（保険医療機関）に健康保険証を提示すれば、必要な医療を健康保険で受けることができます。

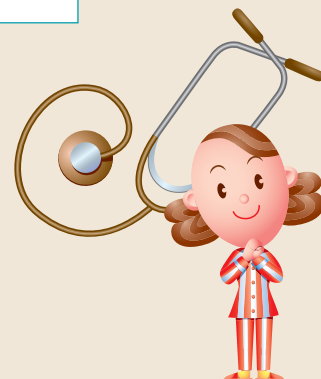
※70歳以上の方は、高齢受給者証も併せて提示して下さい。

対象者		給付割合
義務教育就学前		8割（患者負担2割）
義務教育就学後～70歳未満		7割（患者負担3割）
70歳以上	一般	9割（患者負担1割）
	現役並み所得者	7割（患者負担3割）

現役並み所得者とは、標準報酬月額が28万円以上の方です。

療養費

被保険者と被扶養者が、健康保険証が手元にないときに病院にかかり全額自費で支払ったとき、医師の指示で治療用装具を装着したときなどは、申請により患者負担額を除いた額が、療養費として支給されます。



傷病手当金

被保険者が療養のため4日以上連続して仕事を休み、医師が労務不能と認めており、その間給与が支払われないときは、申請により4日目から最長1年6ヶ月の範囲で傷病手当金を支給されます。

出産したとき

出産育児一時金

被保険者と被扶養者が、出産したときに一児につき42万円支給されます。（産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合は39万円）昨年10月より直接支払制度（医療機関等が申請し出産育児一時金を受け取り、出産費用に充てる制度）が始まりましたので申請は不要になりました。

※出産費用が支給額を超えなかった場合は、申請により差額が支給されます。

出産手当金

被保険者が出産のため仕事を休み、給与が支払われないときは、出産（予定）日以前42日（多胎妊娠は98日）から出産日後56日までの期間、出産手当金が支給されます。

病気やけがをしたとき・出産したとき・死亡したときは健康保険の給付を受けることができます。今月号では主な給付をご紹介します。各給付の詳細や、その他の給付については、お問い合わせいただくかHPをご覧ください。



■限度額適用認定証

70歳未満の被保険者・被扶養者が入院し、1ヶ月間(1日～末日)の医療費の支払いが高額になりそうときに、あらかじめ申請し「限度額適用認定証」の発行をうけ病院に提示することで、医療費の支払いが一定の額までに抑えられます。

※70歳以上75歳未満の方は、「高齢受給者証」で同じ給付を受けることができます。(ただし被保険者の住民税が非課税の場合は申請をして下さい。)

※入院のみが対象です。通院で高額になる場合は高額療養費を申請して下さい。

■高額療養費

被保険者・被扶養者が1ヶ月間(1日～末日)にひとつの病院で支払った医療費が高額になったとき、申請により一定の額を超えた分が高額療養費として支給されます。

※入院・外来問わず対象です。支給までに診療月から4ヶ月以上かかります。

- 限度額適用認定証と高額療養費では、結果的に給付される額は同じになります。しかし高額療養費は窓口でいったん高額の医療費を支払う必要があり、支給までに4ヶ月以上かかるので経済的な負担が大きくなってしまいます。70歳未満の方の入院の場合は、限度額適用認定証をご利用下さい。
- 一定の額(自己負担限度額)は、年齢・所得により異なります。詳細はお問い合わせいただくか、HPをご覧ください。

■高額介護・高額医療合算療養費

同じ世帯で12ヶ月間(8月～翌年7月)に医療での負担額と介護保険の負担額を合計した額が一定の限度額を超えたときは、申請により超えた分が健康保険と介護保険から支給されます。

死亡したとき

■埋葬料(費)

被保険者・被扶養者が死亡したときに申請により埋葬料(費)として最高5万円支給されます。

【お問い合わせ先】



全国健康保険協会(協会けんぽ)佐賀支部

〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階

TEL 0952-27-0611

佐賀全国健康保険協会

検索



(財)佐賀県社会保険協会

平成21年度(財)佐賀県社会保険協会 事業報告

社会保険制度の趣旨の普及と事業の円滑な運営及び被保険者等の健康保持・福祉の増進、社会保険制度の効果と効率を図るため各種事業を実施しました。

種 別	名 称	実施年月日	内 容
会 議	監 事 会	21年5月21日	平成20年度一般会計・特別会計の監査
		22年2月 9日	平成21年度唐津社会保険センター特別会計清算の監査
		22年3月18日	平成21年度唐津社会保険センター特別会計決算の監査
	理 事・評 議 員 会	21年5月28日	平成20年度一般会計・特別会計の事業・決算報告について
		22年2月16日～18日	平成21年度唐津社会保険センター特別会計の清算及び清算残金処分について
		22年3月24日	平成22年度一般会計・事業計画・収入支出予算、平成21年度唐津社会保険センター特別会計収入支出決算について
説明会等	社会保険・労働保険事務説明会	21年6月	県内9箇所社会保険・算定基礎届・健康保険の給付等の説明
	社会保険事務講習会	21年9月・11月	佐賀(2回)、唐津・武雄 4会場 169名参加
	年金シニアライフセミナー	21年9月・10月	人生設計に役立つ家庭経済・生きがいづくりセミナー。 佐賀地区112名、唐津地区25名、武雄地区64名参加
保健師活動	保健指導・健康相談	随 時	保健師の事業所訪問による啓発勧奨、講習会・相談の実施 パイロット事業 16事業所 218名参加
委託事業	唐津社会保険センター	4月～11月 (21年11月事業終了)	●健康づくり講座(21講座、86教室、2,217名) ●生きがいづくり(40講座、88教室、2,316名) 特に生活習慣病予防・改善を目的に一次予防の健康づくり事業を実施
広 報	社会保険さが	毎 月	社会保険の現状、関係法令の解説・諸手続の実務等周知するため 全会員に毎月配布
	諸 資 料	随 時	事務手続集・健康づくりカレンダー・業務案内・チラシ等配布 インターネットによる協会事業等の広報
関係機関との連携協力	社会保険委員会	随 時	社会保険委員研修会 佐賀・唐津・武雄会場にて事務講習会 佐賀・唐津・武雄会場にて年金シニアライフセミナー

平成21年度 決算報告

(財)佐賀県社会保険協会の理事・評議員会が、さる5月28日に開催され、平成21年度事業報告、収入支出決算報告を審議した結果、原案どおり可決されましたので報告します。

収入				支出			
一般会計 (収入決算額) 52,182,744円				(支出決算額) 48,474,129円 (差引残額) 3,708,615円			
科 目	予算額	決算額	差 異	科 目	予算額	決算額	差 異
会費収入	35,000,000	33,394,500	1,605,500	事 務 費	31,573,000	22,146,118	9,426,882
特定積立金取崩収入	12,822,000	2,540,320	10,281,680	事 業 費	22,257,000	16,842,131	5,414,869
雑 収 入	1,300,000	7,315,443	△6,015,443	特定積立金支出	1,098,000	2,707,139	△1,609,139
繰 越 金	8,000,000	8,932,481	△932,481	雑 支 出	2,193,000	6,778,741	△4,585,741
合 計	57,122,000	52,182,744	4,939,256	予 備 費	1,000	0	1,000
				合 計	57,122,000	48,474,129	8,647,871
唐津社会保険センター特別会計 (収入決算額) 113,304,062円				(支出決算額) 113,304,062円 (差引残額) 0円			
科 目	予算額	決算額	差 異	科 目	予算額	決算額	差 異
受注費収入	2,500,000	2,012,000	488,000	事 業 費	33,591,000	29,763,394	3,827,606
事業収入	65,948,000	62,443,040	3,504,960	事務取扱費	63,304,000	60,317,982	2,986,018
雑 収 入	161,000	584,695	△423,695	維持管理費	7,521,000	6,351,119	1,169,881
積立金取崩入	43,737,000	44,170,097	△433,097	積立金支出	0	361,620	△361,620
繰 越 金	0	4,094,230	△4,094,230	拠出金支出	7,562,000	16,279,157	△8,717,157
合 計	112,346,000	113,304,062	△958,062	雑 支 出	368,000	230,790	137,200
				合 計	112,346,000	113,304,062	△958,062

- 長い間「さが社会保険センター唐津」をご利用いただきましてありがとうございました。
(民間の施設として引き続き事業の継続はされています。)

No.3 佐賀県 ウォーキングマップ

武雄保養村散策

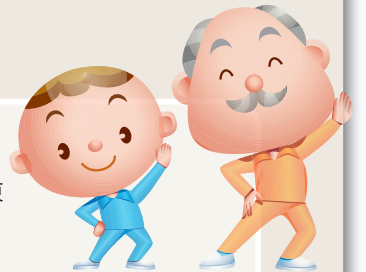
起点の所在地 ● 武雄市武雄町



コースの距離と時間 (総距離・時間：①5.4km・64分 ②4.2km・50分)

- ① ⑤武雄市文化会館 $\xrightarrow[2分]{0.1km}$ ①武雄神社 $\xrightarrow[9分]{0.8km}$ ②武雄競輪場上駐車場 $\xrightarrow[12分]{1km}$ ③寺の下東 $\xrightarrow[17分]{1.5km}$ ④宇宙科学博物館 $\xrightarrow[5分]{0.4km}$ ⑤保養村入口 $\xrightarrow[7分]{0.6km}$ ⑥武雄青陵中学校 $\xrightarrow[12分]{1km}$ ⑦武雄市文化会館
- ② ⑤武雄市文化会館 $\xrightarrow[2分]{0.1km}$ ①武雄神社 $\xrightarrow[17分]{1.5km}$ ②武雄競輪場上駐車場 $\xrightarrow[12分]{1km}$ ③寺の下東 $\xrightarrow[7分]{0.6km}$ ④宇宙科学博物館 $\xrightarrow[5分]{0.4km}$ ⑤保養村入口 $\xrightarrow[12分]{1km}$ ⑥武雄青陵中学校 $\xrightarrow[17分]{1.5km}$ ⑦武雄市文化会館

武雄温泉保養村は、四季を通じた芝生の美しさとともに、春は桜、秋は紅葉が美しいところです。村内は、湖を中心に森林公園やサイクリングロード、展望台、県立宇宙科学館「ゆめぎんが」などの施設があります。また、3～10月は村内の湖でボート遊びを楽しめます。ウォーキングの途中には、矢の浦古墳や貴明寺など市指定古墳などに足を運ぶこともできます。



●年金相談窓口開設等のご案内

平成22年8月 相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
1	2 延長相談 19時まで	3 鹿島市民会館 (予約)	4 多久市役所 (予約)	5 鳥栖市役所 (予約)	6 伊万里市役所 (予約)	7
8	9 延長相談 19時まで	10 基山町役場 (予約)	11 有田町役場 東庁舎 (予約)	12 鳥栖市役所 (予約)	13 伊万里市役所 (予約)	14 休日相談日
15	16 延長相談 19時まで	17 鹿島市民会館 (予約)	18 多久市役所 (予約)	19 鳥栖市役所 (予約)	20 伊万里市役所 (予約)	21
22	23 延長相談 19時まで	24 基山町役場 (予約)	25 佐賀県陶磁器 工業協同組合 (予約)	26 鳥栖市役所 (予約)	27 伊万里市役所 (予約)	28
29	30 延長相談 19時まで	31				

県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
「社会保険労務士によるねんきん定期便・特別便窓口」も一部併設しております。
相談時間 10:00～15:00

《出張相談(予約制) 相談時間10:00～15:00》

出張相談所	予約申込先
鳥栖市役所 多久市役所 基山町役場	佐賀年金事務所 0952-31-4191
伊万里市役所	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 佐賀県陶磁器工業協同組合	有田町役場 住民環境課 国民年金係 0955-46-2114

《県内年金事務所における相談時間》

平日	8:30～17:15
毎週月曜日	8:30～19:00(休日の場合は翌日)
第2土曜日	9:30～16:00

※予約相談も受付けておりますので、各年金事務所へお申し込みください。

※健康保険に関する相談につきましては、「全国健康保険協会佐賀支部」へお問い合わせください。 ☎0952-27-0611

一般的な年金相談に関するお問い合わせは

『ねんきんダイヤル』0570-05-1165(ナビダイヤル)



ご利用方法(ナビダイヤルの場合)

自動音声応答の後にご用件の番号をお選びください。

- 一部のIP電話・PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。
- 大変申し訳ありませんが、通話料金(一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金)はご負担頂くようお願い申し上げます。
- 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。

(受付時間) ●月～金曜日:午前8時30分から午後5時15分まで ●第2土曜日:午前9時30分から午後4時まで

- 祝日・12月29日～1月3日はご利用いただけません。
- オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますのでご了承ください。
- お電話の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
- 自動音声応答の番号及び内容は追加・変更される場合があります。



『ねんきん定期便専用ダイヤル』0570-058-555(ナビダイヤル)

- 一部のIP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。
- 大変申し訳ありませんが、通話料金(一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金)はご負担頂くようお願い申し上げます。
- 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。

(受付時間) ●月～金曜日:午前9時から午後8時まで ●第2土曜日:午前9時から午後5時まで

- 祝日・12月29日～1月3日はご利用いただけません。
- オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますのでご了承ください。
- お電話の際は、「ねんきん定期便」または基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
- このダイヤルでは「ねんきん特別便」「厚生年金加入記録のお知らせ」に関するお問い合わせについてもお受けいたします。

社会保険料は納期内に納付しましょう。

平成22年7月分保険料の納付期限は平成22年8月31日(火)です。

ご注意ください!!

※平成22年7月分の社会保険料計算に係る届書は8月5日(木)までに到着するようお届けください。
その後に到着した場合は平成22年7月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。